

論点ペーパー附属資料D ～住民サービスの維持～

【視点】◎特別区設置時に、これまで大阪市が実施してきた特色ある住民サービスは維持すべき（「努める」を削除）

◎特別区設置後の住民サービスの提供は、特別区長・区議会において判断するもの

⇒上記2つの視点を踏まえ、協定書への記載にあたっては次のような方向性が考えられる

特別区素案 各論「2事務分担（8事務の承継）」

（1）基本的な考え方

- ◆特別区の設置の日において、大阪市が処理していた事務（一切の行政上の行為等を含む）は、法律・政令又は特別区設置協定書の定めるところにより、特別区又は大阪府が承継する
- ◆大阪府が処理していた事務の一部は、同様に、特別区が承継する

（2）承継の方針

- ▶大阪市及び大阪府が蓄積してきた行政のノウハウ、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう、特別区及び大阪府は適正に事務を引き継ぐ
- ▶大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、内容や水準を維持するよう努めるものとする

協定書への記載の方向性

（1）基本的な考え方

（略）

（2）承継の方針

設置時点の住民サービスにかかわる方針

- ▶大阪府及び大阪市が蓄積してきた行政のノウハウ、高度できめ細かな住民サービスを低下させないよう、大阪府及び大阪市は適正に事務を引き継ぐ
- ▶また、特別区の設置の際は、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、その内容や水準を維持するものとする

「努める」
を削除

(旧協定書の記載から)

設置後（将来）の住民サービスにかかわる方針

特別区の設置の日以後は、各特別区及び大阪府においては、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検討を行い、住民サービスの向上に努める

また、大阪市が実施してきた特色ある住民サービスについては、特別区の設置の日以後においても、地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するよう努めるものとする

【参考】（旧）特別区設置協定書（抜粋）

四 特別区と大阪府の事務の分担

2. 事務の承継

（一）承継する事務

特別区及び大阪府は、特別区の設置の日において、特別区の設置の前日に大阪府及び大阪市が処理することとされていた事務を、1. に規定する事務の分担に従い承継する。

（二）事務の承継に当たっての留意点

（一）に規定する事務の承継には、財産以外の歳計現金、債権（租税債権を含む。）、債務、証書、公文書類のみならず、一切の行政上の行為等を含むものとし、法令に特別の規定がある場合を除き、当該事務を承継する特別区又は大阪府が承継する。

事務の承継に当たっては、これまで大阪府及び大阪市が蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、大阪府及び大阪市は、適正に事務を引き継ぐものとする。特別区の設置の際には、専門性や施設を確保し、職員体制を整備する。

また、特別区の設置の日以後は、各特別区及び大阪府においては、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検討を行い、住民の福祉の向上が図られるよう、事務事業の見直しに努めることとする。